

○山梨県警察緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の制定について

〔令和 7 年 3 月 1 0 日〕
〔例規甲（交規企）第 5 2 号〕

山梨県警察緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領

第 1 趣旨

この要領は、山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うべき災害対策基本法施行令（昭和 3 7 年政令第 2 8 8 号。以下「災対法施行令」という。）の規定に基づく緊急通行車両の確認、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号。以下「災対法」という。）の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の取扱い、その他の法令に基づく緊急通行車両の確認事務等について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 災対法施行令に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

1 概要

- (1) 公安委員会は、山梨県知事（以下「知事」という。）と連絡を取りつつ、緊急通行車両として使用される車両であることについて、災対法施行令第 3 3 条第 1 項の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）を実施するものとする。
- (2) 緊急通行車両であることの確認は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時（以下「災害発生時等」という。）において行うこととされているところ、同条第 2 項において、災対法第 5 0 条第 2 項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。））の車両については、災害発生前においても緊急通行車両であることの確認を実施することができることとされている。
- (3) 災害発生前における緊急通行車両であることの確認を受けた車両が増えることにより、災害発生時等において災対法第 7 6 条第 1 項の規定に基づき指定する道路の区間（以下「緊急交通路」という。）の指定がなされた直後から、多くの緊急通行車両が被災地での災害応急対策に向かうことができるようになるほか、災害発生時等における公安委員会等の負担軽減にもつながることから、公安委員会においては、積極的に災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行う必要がある。

2 確認の対象とする車両

公安委員会が行う緊急通行車両であることの確認の対象とする車両は、次のとお

りである。

(1) 緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

公安委員会は、大規模災害発生時において、指定行政機関等が防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両について、緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

なお、同項では、災害応急対策は次の（ア）から（ケ）までに掲げる事項について行うものとされている。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

公安委員会は、（１）で示す災害応急対策に従事する車両であって、かつ、指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる。

(3) 原動機付自転車等の取扱い

緊急交通路として指定される道路は、主として高速自動車国道又は自動車専用道路が見込まれるところ、これらの道路の通行が認められない原動機付自転車及び軽車両等については、緊急通行車両とすることは基本的に想定されない。ただし、地域性等に鑑みて緊急通行車両とすることはあり得る。

3 確認手続に係る留意事項

公安委員会は、災害発生前であると災害発生時等であるとを問わず、緊急通行車両であることの確認を行う際は、次の点に留意すること。

(1) 申出を行う者

緊急通行車両であることの確認の申出を行う者は、指定行政機関等の長や、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者とする。

るほか、契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者とする。

(2) 標章及び証明書の交付

ア 標章及び証明書の交付

公安委員会は、緊急通行車両であることの確認をしたときは、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第4の標章又は大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下「大震法施行規則」という。）別記様式第7の標章（以下「標章」という。）及び災対法施行規則別記様式第5の緊急通行車両確認証明書又は大震法施行規則別記様式第8の緊急輸送車両確認証明書（以下「証明書」という。）を申出を行った者に交付するものとする。

イ 交付に係る処理経過

公安委員会は、別記様式第1の緊急通行車両確認証明書交付簿（以下「交付簿」という。）を交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）のほか、交通部高速道路交通警察隊及び警察署（以下「警察署等」という。）に備え付け、緊急通行車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

(3) 標章及び証明書の記載事項

ア 標章

標章の表面に登録（車両）番号、有効期限を記すこととする。また、左上等の余白部分に交付簿で管理する番号（以下「交付番号」という。）を記入する。また、交付番号の付し方は、原則として、以下に示す16桁の数字を付す方法によることとする。

(ア) 16桁の数字のうち、左から1桁目及び2桁目

交付した年度（西暦）の下2桁とする。

(イ) 16桁の数字のうち、左から3桁目から8桁目

交付場所（所属等）の6桁とする。この場合において、交通規制課及び警察署等にあつては警察共通基盤システム等の対象業務に使用する共通コード表（都道府県（方面）本部課・室等別コード及び警察署別コード）を、交通検問所（山梨県警察大規模災害に伴う交通規制の実施要領の制定について（令和5年8月24日付け、例規甲（交規企）第42号）に定める「交通検問所」をいう。）にあつては原則として当該検問所の位置を管轄する警察署別コードを付すこととする。

(ウ) 16桁の数字のうち、左から9桁目及び10桁目

交通検問所を区分する場合の 2 桁とし、交通規制課が定める数字を付すこととする。ただし、交通検問所以外は「00」とする。

(エ) 16 桁の数字のうち、左から 11 桁目

緊急通行車両等の種別の 1 桁とし、以下のとおりとする。

なお、災対法と他の法令に基づくものと重複して申出を受けて確認を行った場合は、災対法に基づく緊急通行車両の番号を付すこととする。

(a) 1

災対法に基づく緊急通行車両

(b) 2

災対法に基づく規制除外車両

(c) 3

大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「大震法」という。）に基づく緊急輸送車両

(d) 4

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）に基づく緊急通行車両

(e) 5

原災法又は国民保護法に基づく規制除外車両

(オ) 16 桁の数字のうち、左から 12 桁目から 16 桁目

5 桁の一連番号とする。

なお、一連番号は年度ごとに付すこととする。

イ 証明書

(ア) 交付番号欄

標章に記入した交付番号と同一の番号を記入する。

(イ) 「車両の用途」欄

原則として 2（1）に掲げる事項のうち、どの用途に該当するかを記載する。

(ウ) 「活動地域」欄

緊急通行車両であることの確認を受ける車両が、災害応急対策を実施するための活動が見込まれる地方名や都道府県名等の地域を記載する。

なお、災害発生前の申出において、指定行政機関等の規模や、担っている災害応急対策の種類等に鑑みて、国内のどこにでも災害応急対策にあたることが見込まれる場合は、「全国一円」などと幅広く記載することを可能とす

る。

(エ) 「備考」欄

当該証明書が災対法施行令に基づく緊急通行車両であることを記載する。

- (4) 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下「原災法施行令」という。）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）に基づく緊急通行車両であることの確認を同時に申出を受けた場合等の取扱い

災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認、原災法施行令第8条第2項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認（以下「原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）又は国民保護法施行令第39条の規定により、災対法施行令第33条第1項の規定の例による確認（以下「国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）の申出を同時に受け、かつ、有効期限が同じとなる場合は、証明書の「車両の用途」欄に、それぞれ該当する2（1）に掲げる事項（災対法第50条第1項に規定する災害応急対策、原災法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策又は国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置）のうちからどの用途に該当するかを記載することで、交付する標章及び証明書を1通にすることができるものとする。また、先に災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を受けていた車両について、追加で原災法施行令又は国民保護法に基づく緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、先に交付した標章及び証明書の返納を求め、上記同時に申出を受けた場合の取扱いと同様に標章及び証明書を1通にすることができるものとする。

(5) 知事との調整

公安委員会は、緊急通行車両であることの確認並びに標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納があった場合の取扱い等について、知事と必要な調整を図るものとする。

4 災害発生前における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項

(1) 申出先

公安委員会は、災害発生前に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、原則として交通規制課において当該確認を行うものとする。

(2) 申出の際に必要な書類

ア 災対法施行規則別記様式第3の緊急通行車両確認申出書（以下「申出書」という。）

イ 添付書類

(ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

災対法施行規則第6条第2項第1号の規定に基づき、当該車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「自動車検査証等」という。）の写しを添付させるものとする。また、原動機付自転車の場合には、自動車検査証等の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

- (イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第6条第2項第2号の規定に基づき、当該車両が災害応急対策を実施するために使用されることを示す書類を添付させるものとする。具体的には、防災業務計画等（当該指定行政機関等が実施する災害応急対策に当該車両が従事することが読み取れる内容）の写し（抜粋可）とする。また、指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の場合は、上記に加えて、契約書の写し、輸送協定書の写し、当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等（指定行政機関等による災害応急対策に当該車両が必要であることを客観的に認められる記載があるもの）のいずれかを添付させるものとする。

- (ウ) 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第6条第2項第3号の規定に基づき、申出に係る車両が災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関等）の車両であることを確かめるに足りる書類を添付させるものとする。具体的には、指定行政機関等の責任の下で作成された災害応急対策に使用する車両のリストや、指定行政機関等が当該車両を災害応急対策に使用することを証した書類（指定行政機関等の車両であり、実際に災害応急対策を実施するために使用される蓋然性が極めて高いものであることが確認できるもの）とする。

- (エ) 留意事項

（ア）から（ウ）までの各書類については、他の書類を兼ねる場合も想定されることから、申出者から必要以上に添付書類の提出を求めることがないよう留意すること。例えば、自動車検査証等の使用者が指定行政機関等自らとなっている場合であれば、自動車検査証等の写しが（ウ）の書類を兼ねることから自動車検査証等の写し及び（イ）の書類で足りることとする。また、一通の書類において指定行政機関等が災害応急対策の全部又は一部を車両の使用者に委ねる旨の内容及び具体的に使用する車両を示している場合は、自動車検査証等の写し及び当該書類1通の添付で足りることとする。

ウ 事務の合理化

同一の申出者から同一機会に複数台分の申出があった場合で、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載（別紙での対応可）して申出書を1通とすることができることとする。その際、イ（イ）又は（ウ）の書類について重複する内容のものは1通で足りることとし、全体として一式の書類により複数台の申出を行うことができることとする。

(3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、従前（令和5年8月31日まで）の運用に基づき緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の利用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合には、届出済証の提示を求めて内容を確認する。申出に必要な書類は（2）に記載のとおりであるが、当該届出済証を受けるに当たって提出されている緊急通行車両等事前届出書の添付書類に（2）イ（ア）から（ウ）までに該当する内容が含まれる場合は、既に添付書類が公安委員会に提出されていることから添付書類を改めて提出することは不要とすることができる。

(4) 標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の有効期限は、標章及び証明書の交付の日の翌日から起算して5年後の日とする。

なお、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する車両について、指定行政機関等の長との輸送協定書や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が記載されている場合であって、当該満了日等が標章及び証明書の交付の日の翌日から起算して5年未満である場合は、原則として当該満了日等を標章及び証明書の有効期限とする。

5 災害発生時等における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項

災害が発生し、当該災害に係る緊急交通路を通行する緊急通行車両であることの確認を行う際の手続に関する留意事項は、次のとおりである。

(1) 申出先

公安委員会は、災害発生時等に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、交通規制課、警察署等又は交通検問所において当該確認を行うものとし、高速道路交通警察隊が管轄する道路に設置される交通検問所における当該確認については、高速道路交通警察隊長が行うものとする。この場合において、確認の申出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察に限られるもので

はないことに注意すること。

なお、交通検問所に確認の申出が集中すれば、交通渋滞の発生により緊急交通路としての機能が阻害されるおそれがあることから、公安委員会は、災害発生時等においても可能な限り交通規制課又は警察署等において緊急通行車両であることの確認を行う必要がある。

(2) 申出の際に必要な書類

ア 申出書

イ 添付書類

(ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

4 (2) イ (ア) と同様とする。

(イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

4 (2) イ (イ) と同様とする。

ウ 事務の合理化

4 (2) ウと同様とする。

(3) やむを得ない事由により添付書類を省略することができる場合

社会通念上やむを得ない事由があると認めるときは、添付書類を省略することができることとされているが、例えば、災害発生時に、指定行政機関等からの急ぎの要請により災害応急対策を実施するための車両として使用されることとなる場合等において、指定行政機関等からの要請を受けた事実は確認できるものの、災害応急対策を実施するための車両であることを確かめるに足りる書類を用意できない場合や、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けていた車両が被災するなどして、他の車両を急ぎ、使用せざるを得ない場合等が考えられる。

なお、やむを得ない事由により添付書類を省略した場合には、当該申出書及び証明書の備考欄にその旨を記載するものとする。

(4) 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用者からの緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合については、既に交付されている届出済証を提示させ、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。申出に必要な書類については(2)に記載のとおりであるが、添付書類の取扱いについては4(3)と同様とする。

(5) 標章及び証明書の有効期限

4(4)と同様とする。

6 確認後の手続(標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納)

(1) 標章及び証明書の記載事項変更

公安委員会は、標章及び証明書の交付後に記載事項の変更が生じた旨の申出があった場合は、交付した標章及び証明書とともに、災対法施行規則別記様式第6の緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出させ、申出者に変更後の標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

(2) 標章及び証明書の再交付

公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた後に標章又は証明書を亡失、滅失、汚損又は破損した旨の申出があった場合は、残存する標章又は証明書とともに災対法施行規則別記様式第7の緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書を提出させ、申出者に標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、交付簿に新たに登録して交付番号を付与するとともに、亡失等に係る交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

(3) 標章及び証明書の返納

公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた後に次のいずれかについて申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに標章及び証明書の交付を受けた公安委員会に返納させること。この場合において、亡失した標章及び証明書の交付簿の当該備考欄にその経緯を記載するものとする。

ア 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき。

イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき。

ウ 標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき。

7 交通検問所における緊急交通路の通行手続

公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた車両の使用者が交通検問所に緊急交通路の通行を求めてきたときは、標章（交付番号、登録（車両）番号及び有効期限）を確認するとともに、証明書の提示を求めてその内容（番号標に表示されている番号、車両の用途、活動地域、有効期限等）を確認し、現に災害応急対策を実施するため運転中の車両であることを判断するものとする。

その際、標章及び証明書と実際の車両の登録（車両）番号等が一致していることを確認するとともに、緊急交通路における通行日時、場所、台数等の把握・管理に資するため、規制除外車両と併せて別記様式第2の緊急交通路通行車両管理簿に通行年月日時、番号標に表示されている番号、車両の使用者氏名等を記載するものとする。

8 指定行政機関等に対する指導等

公安委員会は、指定行政機関等に対して緊急通行車両であることの確認の申出に係る確認手続、標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納の手続、標章及び証明書の一体的保管等についての指導を行うものとする。また、公安委員会は、新規の届出済証の交付は行わないこととなるところ、既に届出済証の交付を受けている者に対し可能な限り災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けるよう周知を図ること。

第3 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両（規制除外車両）に係る取扱い

1 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を受理するものとする。

2 事前届出の対象とする車両

公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、規制除外車両であることの標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としないこと。

- (1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

3 原動機付自転車等の取扱い

緊急通行車両と同様に原動機付自転車等を規制除外車両とすることは基本的に想定されない。ただし、地域性等を鑑みて規制除外車両とすることはあり得る。

4 規制除外車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行う者

規制除外車両であることの事前届出を行う者は、事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者とする。

イ 事前届出先

第2の4（1）と同様とする。また、事前届出は警察庁又は山梨県が整備するシステムを使用する方法により行うことができる。

ウ 事前届出の際に必要な書類

別記様式第3の規制除外車両事前届出書に加え、自動車検査証等の写し及び次のいずれかの書類の提出を受けるものとする。

なお、原動機付自転車の場合には、自動車検査証等の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

- (ア) 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し
- (イ) 医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し
- (ウ) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの。）

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

(2) 除外届出済証の交付等

ア 除外届出済証の交付

公安委員会は、事前届出を受理したときは、別記様式第3の規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 除外届出済証の再交付等

- (ア) 公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から事前届出書の記載内容に変更が生じ、又は除外届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した旨の申出があった場合は、除外届出済証の再交付を行うものとする。この場合においては、除外届出済証に「再」と朱書きするものとする。

(イ) 除外届出済証の返納

公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から、当該車両が規制除外車両として使用されるものでなくなったとの申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに除外届出済証を返納させること。

ウ 事前届出の処理経過

公安委員会は、別記様式第4の規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。

エ 事前届出をした者等に対する指導等

公安委員会は、規制除外車両であることの確認に係る事前届出をした者等に対して事前届出が行われた車両の確認要領、除外届出済証の再交付及び返納の手続、除外届出済証の自動車検査証との一体的保管等についての指導を行うものとする。

5 災害発生時等における事前届出車両の確認

- (1) 申出先については、第2の5（1）と同様とする。
- (2) 公安委員会は、規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、別記様式第5の規制除外車両確認申出書（以下「除外申出書」という。）の提出を求めた上で別記様式第6の規制除外車両確認証明書（以下「除外証明書」という。）に必要事項を記載させるものとする。
- (3) 公安委員会は、規制除外車両であることの確認を行った場合には、標章及び除外証明書を交付するものとし、標章及び除外証明書の記載事項については、第2の3（3）と同様とするが、除外証明書の「車両の用途」欄については、原則として2に掲げる車両の用途から該当する内容を記載するものとする。この場合において、公安委員会は別記様式第7の規制除外車両確認証明書交付簿を備え付け、規制除外車両であることの確認の申出の受理及び除外証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。標章及び証明書の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途警察庁が指示する場合を除き、交付の日から起算して1か月後の日とする。
- (4) 公安委員会は、事前届出に基づき除外届出済証を交付された車両の使用者から、規制除外車両であることの確認の申出を受けた場合には、除外届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。
- (5) 交通規制の対象から除外する災害対策に従事する自衛隊車両等であって、特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、標章を交付する必要はないことから、確認の対象としないこと。

6 事前届出車両以外の車両に係る確認

規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

(1) 第一局面（大規模災害発生直後）

事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行う。確認の申出先は、第2の5（1）と同様とし、確認の際に必要な書類は、除外申出書及び2（1）から（4）までに応じた4（1）ウ（ア）から（エ）までに掲げる書類の提出を受けるものとする。

(2) 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両

の通行も可能となった局面)

順次、規制除外車両の範囲を拡大し、規制除外車両の確認を行う。これらの規制除外車両に対しても除外申出書及び規制除外車両に該当することを示す書類の提出を求めた上で標章及び除外証明書を交付することとする。

第4 その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認事務に係る取扱い

公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「大震法施行令」という。）第12条第1項の規定に基づく確認（以下「大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認」という。）、原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認及び国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認等を行う場合は、第2及び第3の定めにより行うものとする。ただし、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認のうち、次の事項については、この限りでない。

1 標章及び証明書の交付

(1) 交付に係る処理経過

別記様式第8の緊急輸送車両確認証明書交付簿を備え付け、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

(2) 「輸送人員又は品名」欄

大震法施行規則別記様式第6の緊急輸送車両確認申出書の「輸送人員又は品名」欄は、原則として大震法第21条第1項に規定される地震防災応急対策に係る事項のうち、どの用途に該当するかを記載した上で、具体的に輸送を行う人員又は品名等を記載する。

(3) 緊急通行車両であることの確認と同時に申出を受けた場合の取扱い

災害発生前における緊急通行車両であることの確認の申出と警戒宣言が発せられる前における大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出を同時に受けた場合は、標章については双方の標章を兼ねたものとして、両者の交付番号を併記した単一の標章を交付することとし、証明書については原則として1枚の用紙にそれぞれの様式に基づく証明書を両面で印刷したものを交付することとする。

2 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、大震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両を災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。

3 交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

災対法の規定に基づく規制除外車両は、社会経済活動のうち大規模災害発生時に

優先すべきものに使用される車両であるところ、大震法第9条に基づく警戒宣言は、地震予知情報を受けた場合に発せられるものであり、警戒宣言が発せられた時点においては、災害は発生していないことから、大震法の規定に基づく交通規制が行われている場合においては、規制除外車両は想定されないことに留意すること。したがって、第3に記載の取扱いを行わないこと。

第5 その他

公安委員会は、緊急通行車両等の災害発生前における確認手続及び災害発生時等の車両の確認手続等について、地方防災会議、山梨県警察のホームページ等を通じて関係機関、関係事業者等に対しその趣旨、対象、申出要領等の周知徹底を図るものとする。